

令和8年4月香川県議会臨時会議案

香 川 県

令和 8 年 4 月 県 議 会 臨 時 会 議 案 一 覧

第 1 号	専決処分事項の承認について（香川県税条例の一部を改正する条例）……………	1
-------	--------------------------------------	---

予 算 外 議 案

(第 1 号)

第1号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、令和8年3月31日次のとおり専決処分したことを報告し、その承認を求める。

記

香川県税条例の一部を改正する条例（令和8年香川県条例第26号）

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第1章 略 第2章 普通税 第1節～第6節 略 第7節 自動車税 <u>(第87条—第92条)</u> 第8節～第10節 略 第3章 略 附則 (県税の納税管理人) 第24条 法人の県民税、事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税、 鉦区税又は県が課する固定資産税の納税義務者又は特別徴収義務者は、県 内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」とい う。）を有しない場合には、県内に住所等を有する者（個人にあっては、 独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定め る必要が生じた日から10日以内に知事に申告し、又は県外に住所等を有す る者のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税 管理人として定めることについて、同日から10日以内に知事に申請してそ の承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようと する場合その他申告又は申請をした事項に異動を生じた場合においても、 また、同様とする。 2～4 略</p>	<p>目次 第1章 略 第2章 普通税 第1節～第6節 略 第7節 自動車税 <u>第1款 環境性能割（第86条の4—第86条の9）</u> <u>第2款 種別割（第87条—第92条）</u> 第8節～第10節 略 第3章 略 附則 (県税の納税管理人) 第24条 法人の県民税、事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税 <u>の種別割</u>、鉦区税又は県が課する固定資産税の納税義務者又は特別徴収義 務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住 所等」という。）を有しない場合には、県内に住所等を有する者（個人に あっては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、 これを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申告し、又は県外に住 所等を有する者のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有する ものを納税管理人として定めることについて、同日から10日以内に知事に 申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変 更しようとする場合その他申告又は申請をした事項に異動を生じた場合 においても、また、同様とする。 2～4 略</p>

第2章第7節第1款及び同節第2款の款名を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第87条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、<u>自動車税</u>を課さない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次の各号のいずれかに該当するものに対しては、<u>自動車税</u>を課さない。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>(種別割の課税免除)</p> <p>第87条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、<u>種別割</u>を課さない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次の各号のいずれかに該当するものに対しては、<u>種別割</u>を課さない。</p> <p>(1)～(5) 略</p>
<p>(自動車税の税率)</p> <p>第88条 次の各号に掲げる自動車に対して課する<u>自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 特種用途自動車（キャンピング車を除く。以下同じ。）に対して課する<u>自動車税</u>の税率については、当該特種用途自動車その種類により準ずる前項第1号から第4号までに掲げる自動車とみなして、これらの規定を適用する。この場合において、同項第3号中「乗車定員」とあるのは、「乗車定員として知事が定める人数」とする。</p> <p>3 前項の規定によりトラックとみなされる特種用途自動車（けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。）のうち、最大積載量が1トン以下のもの又は最大積載量の定めがないものに対して課する<u>自動車税</u>の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 第1項第2号に掲げるトラック（第2項の規定によりトラックとみなされる特種用途自動車を含む。）のうち最大乗車定員が4人以上であるものに対して課する<u>自動車税</u>の税率は、第1項第2号（第2項の規定により同号の規定が適用される場合を含む。以下この項において同じ。）又は前項の規定にかかわらず、同号又は同項に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ加算した額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第88条 次の各号に掲げる自動車に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 特種用途自動車（キャンピング車を除く。以下同じ。）に対して課する<u>種別割</u>の税率については、当該特種用途自動車その種類により準ずる前項第1号から第4号までに掲げる自動車とみなして、これらの規定を適用する。この場合において、同項第3号中「乗車定員」とあるのは、「乗車定員として知事が定める人数」とする。</p> <p>3 前項の規定によりトラックとみなされる特種用途自動車（けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。）のうち、最大積載量が1トン以下のもの又は最大積載量の定めがないものに対して課する<u>種別割</u>の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 第1項第2号に掲げるトラック（第2項の規定によりトラックとみなされる特種用途自動車を含む。）のうち最大乗車定員が4人以上であるものに対して課する<u>種別割</u>の税率は、第1項第2号（第2項の規定により同号の規定が適用される場合を含む。以下この項において同じ。）又は前項の規定にかかわらず、同号又は同項に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ加算した額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

5～7 略

(自動車税の納期)

第89条 自動車税の納期は、5月15日から同月31日までとする。

2 略

3 賦課期日後に納税義務が発生した自動車税で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書に定めるところによる。

(自動車税の証紙徴収の方法)

第89条の2 法第158条第3項の規定により証紙徴収の方法により自動車税を徴収しようとする場合には、法第160条第1項に規定する申告書(第90条第2項及び第3項において「申告書」という。)に証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させるものとする。

(自動車税の徴収の方法の特例)

第89条の3 自動車税の納税者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条の規定による登録の申請を行う場合において、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年香川県条例第1号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第1項第1号の規定による申告書の提出を行うときは、前条の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則第9条の16に規定する方法により徴収するものとする。

(自動車税の賦課徴収に関する申告)

第90条 法第160条第1項の条例で定める場合は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 法第146条第2項の使用者となった場合又は使用者でなくなった場合

(6) 略

2 自動車税の納税義務者は、前項各号のいずれかに該当するときは、その該

5～7 略

(種別割の納期)

第89条 種別割の納期は、5月15日から同月31日までとする。

2 略

3 賦課期日後に納税義務が発生した種別割で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書に定めるところによる。

(種別割の証紙徴収の方法)

第89条の2 法第177条の11第3項の規定により証紙徴収の方法により種別割を徴収しようとする場合には、法第177条の13第1項に規定する申告書(第90条第2項及び第3項において「申告書」という。)に証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させるものとする。

(種別割の徴収の方法の特例)

第89条の3 種別割の納税者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行う場合において、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第1項第1号の規定による申告書の提出を行うときは、前条の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る種別割を施行規則第9条の16に規定する方法により徴収するものとする。

(種別割の賦課徴収に関する申告)

第90条 法第177条の13第1項の条例で定める場合は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 法第146条第3項の使用者となった場合又は使用者でなくなった場合

(6) 略

2 種別割の納税義務者は、前項各号のいずれかに該当するときは、その該

該当する事実が発生した日から10日以内（10日以内に道路運送車両法第7条、第12条又は第13条の規定による登録の申請をするときは、その申請をした際）に、申告書を提出しなければならない。

- 3 自動車税の納税義務者は、申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、法第160条第1項又は前項の規定の例により申告書を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、自動車税の賦課徴収に関し必要があるときは、自動車税の納税義務者に対し、報告を求めることができる。

（自動車税の納付義務の免除の申告）

第90条の3 法第11条の10第2項の規定による自動車税の納付義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、納付義務の免除を受けようとする事由を証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

（災害等による自動車税の軽減）

第91条 次の各号のいずれかに該当する者のうち、知事において必要があると認めるものに対しては、自動車税を軽減する。

(1)・(2) 略

- 2 前項の規定により自動車税の軽減を受けようとする者は、納期限前5日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その軽減を受けようとする事由を証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

（商品中古自動車に対する自動車税の軽減）

第91条の2 知事は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定による許可を受けて同法第2条第1項に規定する古物である自動車を取り扱う者が賦課期日において、商品として所有し、かつ、展示している自動車（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもので、その者が使用者であるものに限る。以下「商品中古自動車」という。）のうち、必要があると認めるものに対しては、自動車税を軽減することができる。

- 2 前項の規定により自動車税の軽減を受けようとする者は、納期限前5日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

当する事実が発生した日から10日以内（10日以内に道路運送車両法第7条、第12条又は第13条の規定による登録の申請をするときは、その申請をした際）に、申告書を提出しなければならない。

- 3 種別割の納税義務者は、申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、法第177条の13第1項又は前項の規定の例により申告書を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、種別割の賦課徴収に関し必要があるときは、種別割の納税義務者に対し、報告を求めることができる。

（種別割の納付義務の免除の申告）

第90条の3 法第11条の10第2項の規定による種別割の納付義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、納付義務の免除を受けようとする事由を証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

（災害等による種別割の軽減）

第91条 次の各号のいずれかに該当する者のうち、知事において必要があると認めるものに対しては、種別割を軽減する。

(1)・(2) 略

- 2 前項の規定により種別割の軽減を受けようとする者は、納期限前5日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その軽減を受けようとする事由を証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

（商品中古自動車に対する種別割の軽減）

第91条の2 知事は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定による許可を受けて同法第2条第1項に規定する古物である自動車を取り扱う者が賦課期日において、商品として所有し、かつ、展示している自動車（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもので、その者が使用者であるものに限る。以下「商品中古自動車」という。）のうち、必要があると認めるものに対しては、種別割を軽減することができる。

- 2 前項の規定により種別割の軽減を受けようとする者は、納期限前5日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(身体障害者等に対する自動車税の減免)

第91条の3 知事は、身体障害者等（身体障害者（身体に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下この項及び第3項において同じ。）又は精神障害者（精神に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下この項において同じ。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）が所有する自動車（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。）で、当該身体障害者が運転するもの又は当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転するものうち、必要があると認めるものに対しては、自動車税を減免することができる。

2 前項の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により徴収されるものにあつては納期限前5日までに、証紙徴収の方法により徴収されるものにあつては県が発行する証紙をもってその税金を払い込むこととされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するとともに、規則で定める書類を、規則で定めるところにより、提示し、又は添付しなければならない。

(1)～(5) 略

3 身体障害者が所有する自動車で第1項の規定により当該身体障害者が前年度分の自動車税の減免を受けたものを当該身体障害者が運転する場合における前項の規定の適用については、当該身体障害者から同項の規定による申請書の提出及び書類の提示があつたものとみなす。

4 第1項の規定により自動車税の減免を受けた者は、第2項の規定により提出した申請書の記載事項に異動を生じたときは、その旨を直ちに知事に報告しなければならない。

(構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車に対する自動車税の減免)

第91条の4 知事は、構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車のうち、必要があると認めるものに対しては、自動車税

(1)～(3) 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第91条の3 知事は、身体障害者等が所有する自動車（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。）で、当該身体障害者が運転するもの又は当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転するものうち、必要があると認めるものに対しては、種別割を減免することができる。

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により徴収されるものにあつては納期限前5日までに、証紙徴収の方法により徴収されるものにあつては県が発行する証紙をもってその税金を払い込むこととされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するとともに、規則で定める書類を、規則で定めるところにより、提示し、又は添付しなければならない。

(1)～(5) 略

3 身体障害者が所有する次の各号のいずれかに該当する自動車を当該身体障害者が運転する場合における前項の規定の適用については、当該身体障害者から同項の規定による申請書の提出及び書類の提示があつたものとみなす。

(1) 前年度中に第86条の9第1項第1号の規定により当該身体障害者が環境性能割の減免を受けた自動車の取得に係る自動車

(2) 第1項の規定により当該身体障害者が前年度分の種別割の減免を受けた自動車

4 第1項の規定により種別割の減免を受けた者は、第2項の規定により提出した申請書の記載事項に異動を生じたときは、その旨を直ちに知事に報告しなければならない。

(構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車に対する種別割の減免)

第91条の4 知事は、構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車のうち、必要があると認めるものに対しては、種別割を

を減免することができる。

- 2 前項の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により徴収されるものにあつては納期限前5日までに、証紙徴収の方法により徴収されるものにあつては県が発行する証紙をもってその税金を払い込むこととされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該自動車構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車であることを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

- 3 第1項の規定により自動車税の減免を受けた者は、前項の規定により提出した申請書の記載事項に異動を生じたときは、その旨を直ちに知事に報告しなければならない。

(生活路線の運行の用に供する一般乗合用バスに対する自動車税の減免)

第91条の5 知事は、一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（知事が地方バス路線の運行を維持するために交付する補助金のうち規則で定めるものを前年度に受けた者に限る。）が所有する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する一般乗合用バスで、規則で定める路線の運行の用に供されるもののうち、必要があると認めるものに対しては、自動車税を減免することができる。

- 2 前項の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、5月26日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免の対象となる一般乗合用バスを規則で定める路線の運行の用に供していることを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(自動車税に係る証明書の交付)

第92条 知事は、自動車の所有者が道路運送車両法第97条の2第1項に規定する書面の交付を申請する場合において、当該所有者が当該自動車について現に自動車税を滞納していないとき、又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、規則で定めるところにより、その旨を証する証明書を交付するものとする。

附 則

減免することができる。

- 2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により徴収されるものにあつては納期限前5日までに、証紙徴収の方法により徴収されるものにあつては県が発行する証紙をもってその税金を払い込むこととされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該自動車構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車であることを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

- 3 第1項の規定により種別割の減免を受けた者は、前項の規定により提出した申請書の記載事項に異動を生じたときは、その旨を直ちに知事に報告しなければならない。

(生活路線の運行の用に供する一般乗合用バスに対する種別割の減免)

第91条の5 知事は、一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（知事が地方バス路線の運行を維持するために交付する補助金のうち規則で定めるものを前年度に受けた者に限る。）が所有する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する一般乗合用バスで、規則で定める路線の運行の用に供されるもののうち、必要があると認めるものに対しては、種別割を減免することができる。

- 2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、5月26日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免の対象となる一般乗合用バスを規則で定める路線の運行の用に供していることを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(種別割に係る証明書の交付)

第92条 知事は、自動車の所有者が道路運送車両法第97条の2第1項に規定する書面の交付を申請する場合において、当該所有者が当該自動車について現に種別割を滞納していないとき、又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、規則で定めるところにより、その旨を証する証明書を交付するものとする。

附 則

(個人の均等割の税率の特例)

17 略

18～23 略

24 附則第22項の規定を適用する場合において、県内及び他の都道府県内に事務所又は事業所を有する法人（法第24条第1項第4号の2に掲げる者及び第39条第2項において法人とみなされるものを含む。附則第27項において同じ。）の法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下であるかどうかの判定は、法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。

25 事業年度が1年に満たない場合における附則第22項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

26 略

27 法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項若しくは第2項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に対する附則第22項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に法第53条第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

28～33 略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例)

34 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第50条及び第52条第1項の規定の

(県税事務所の長に対する知事の権限の委任の特例)

17 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事項については、当分の間、県税事務所の長に委任する。

(個人の均等割の税率の特例)

18 略

19～24 略

25 附則第23項の規定を適用する場合において、県内及び他の都道府県内に事務所又は事業所を有する法人（法第24条第1項第4号の2に掲げる者及び第39条第2項において法人とみなされるものを含む。附則第28項において同じ。）の法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下であるかどうかの判定は、法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。

26 事業年度が1年に満たない場合における附則第23項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

27 略

28 法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項若しくは第2項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に対する附則第23項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に法第53条第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

29～34 略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例)

35 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第50条及び第52条第1項の規定の

適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和13年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「2年」とあるのは、「3年（施行令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）」とする。

35 略

(税率の引上げに伴い提出する軽油引取税の申告書に記載する事項)

36 略

37 略

(自動車税の税率の特例)

38 次の各号に掲げる自動車（法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車、同項に規定する天然ガス自動車、同項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる同項に規定する電力併用自動車（附則第40項において「電気自動車等」という。）、同項に規定する自家用の乗用車、一般乗合用バス及び被けん引自動車並びにキャンピング車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第88条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 法附則第12条の3第1項第1号に規定するガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成27年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「初回新規登録」という。）を受けたもの
初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 法附則第12条の3第1項第2号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの
初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「2年」とあるのは、「3年（施行令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）」とする。

36 略

(自動車税の環境性能割が非課税となる一般乗合用のバスに係る路線)

37 法附則第12条の2の10第1項に規定する条例で定める路線は、地域の公共交通の確保又は維持を支援するために国から交付される補助金の交付の対象となる路線のうち、規則で定めるものとする。

(税率の引上げに伴い提出する軽油引取税の申告書に記載する事項)

38 略

39 略

(自動車税の種別割の税率の特例)

40 次の各号に掲げる自動車（法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車、同項に規定する天然ガス自動車、同項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる同項に規定する電力併用自動車（附則第42項において「電気自動車等」という。）、同項に規定する自家用の乗用車、一般乗合用バス及び被けん引自動車並びにキャンピング車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第88条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 法附則第12条の3第1項第1号に規定するガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成25年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「初回新規登録」という。）を受けたもの
初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 法附則第12条の3第1項第2号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの
初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

略

39 法附則第12条の4第1項に規定する自動車税の税率は、第88条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

40 前項の規定の適用を受ける自動車（電気自動車等を除く。）のうち、附則第38項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

41 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が令和4年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

42 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第88条の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

43～47 略

附 則

略

41 法附則第12条の4第1項に規定する自動車税の種別割の税率は、第88条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

42 前項の規定の適用を受ける自動車（電気自動車等を除く。）のうち、附則第40項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

43 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

44 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

45～49 略

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の香川県税条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。

3 この条例の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

5 令和8年度における改正後の第91条の3第3項の規定の適用については、同項中「第1項の規定により当該身体障害者が前年度分の自動車税」とあるのは、「前年度中に香川県税条例の一部を改正する条例（令和8年香川県条例第26号）による改正前の香川県税条例第86条の9第1項第1号の規定により当該身体障害者が環境性能割の減免を受けた自動車の取得に係るもの又は同条例第91条の3第1項の規定により当該身体障害者が前年度分の種別割」とする。

(特別会計の設置に関する条例の一部改正)

6 特別会計の設置に関する条例（昭和39年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(証紙特別会計)</p> <p>第6条 地方自治法第231条の2第1項及び地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の69第1項の証紙の売りさばき代金並びに香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第89条の2の証紙代金収納計器の始動票札の交付代金を歳入とし、一般会計への繰出金を歳出として、一般会計と区分して経理することにより、証紙及び証紙代金収納計器による収入事務の経理を明確にするため、証紙特別会計を設置する。</p>	<p>(証紙特別会計)</p> <p>第6条 地方自治法第231条の2第1項及び地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の69第1項の証紙の売りさばき代金並びに香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）<u>第86条の5第1項及び</u>第89条の2の証紙代金収納計器の始動票札の交付代金を歳入とし、一般会計への繰出金を歳出として、一般会計と区分して経理することにより、証紙及び証紙代金収納計器による収入事務の経理を明確にするため、証紙特別会計を設置する。</p>

(香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

7 香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>(適用除外)</p> <p>第7条 略</p> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）</td> <td style="width: 33%;">第91条の3第2項</td> <td style="width: 33%;">第3条</td> </tr> </table>	1 香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）	第91条の3第2項	第3条	<p>(適用除外)</p> <p>第7条 別表の左欄に掲げる条例の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等については、それぞれ同表の右欄に定めるこの条例の規定は、適用しない。</p> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）</td> <td style="width: 33%;"><u>第86条の9第2項及び</u> 第91条の3第2項</td> <td style="width: 33%;">第3条</td> </tr> </table>	1 香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）	<u>第86条の9第2項及び</u> 第91条の3第2項	第3条
1 香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）	第91条の3第2項	第3条					
1 香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）	<u>第86条の9第2項及び</u> 第91条の3第2項	第3条					

2～5 略

2～5 略

(香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例の一部改正)

- 8 香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例(平成27年香川県条例第38号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不動産取得税の課税免除又は不均一課税)</p> <p>第3条 公示日から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者(その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者5人(中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者にあつては1人とし、規則で定める場合にあつては規則で定める人数とする。)以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。)に係る当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税については、当該認定事業者が法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者である場合にあつては課税を免除し、当該認定事業者が同項第2号に掲げる事業を実施する者である場合にあつてはその税率は、香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号)第45条及び<u>附則第30項</u>の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率にそれぞれ10分の1を乗じて得た率とする。</p>	<p>(不動産取得税の課税免除又は不均一課税)</p> <p>第3条 公示日から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者(その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者5人(中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者にあつては1人とし、規則で定める場合にあつては規則で定める人数とする。)以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。)に係る当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税については、当該認定事業者が法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者である場合にあつては課税を免除し、当該認定事業者が同項第2号に掲げる事業を実施する者である場合にあつてはその税率は、香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号)第45条及び<u>附則第31項</u>の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率にそれぞれ10分の1を乗じて得た率とする。</p>

